

会費の徴収基準、払込みの方法及び納期

1. 会費徴収基準

区分	金額 (円/年)	備考
個人	12,000円	事業年度の途中において加入した会員についての会費の額は、加入した月以降の月割り計算によって算出するものとする。
法人		
資本金 1,000 万円未満	36,000円	
1,000 万円～	48,000円	
2,000 万円未満		
2,000 万円以上	60,000円	

2. 会費の払込みの方法

- (1) 会員が直接本会事務局に持参するか、又は本会指定の銀行口座に払込むものとする。
- (2) 会長は、役職員を派遣して会費を徴収することができる。

3. 会費の納期

会費の納入は前期、後期とし、次のとおりとする。

- (1) 前期 6月末日まで
- (2) 後期 11月末日まで